

岡山市就労訓練事業認定実施要領

(趣旨)

第1 本要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「則」という。）に基づき、岡山市長（以下「市長」という。）が行う法第10条第1項に規定する事業（以下「就労訓練事業」という。）の認定に関し、必要な事項を定める。

(認定の対象)

第2 市長は、岡山市内に所在する事業所に係る申請について認定を行う。

2 就労訓練事業の認定は、事業所ごとに行う。ただし、事業が一体的に実施されているなど、認定制度の趣旨に鑑み別々に認定を行う必要性が乏しいと判断される場合は、この限りではない。

(認定の申請)

第3 就労訓練事業の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、則第20条に規定する生活困窮者就労訓練事業認定申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- (2) 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類
- (3) 事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類
- (4) 貸借対照表や収支計算書などの法人の財政的基盤に関する書類
- (5) 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開のための措置に係る書類
- (6) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- (7) 誓約書（様式第2号）
- (8) 就労訓練事業を利用する生活困窮者（以下「利用者」という。）の就労形態が、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する段階（非雇用型）である場合、利用者が被った災害について加入する保険商品に関する資料
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を求めるものとする。

(認定基準)

第4 市長は、則第21条に基づき、以下の基準により認定を行う。

- (1) 就労訓練事業を行う者に関する要件
 - ア 法人格を有すること。
 - イ 就労訓練事業を健全に遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有すること。
 - ウ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
 - エ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

オ 次のいずれにも該当しない者であること。

- (ア) 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (イ) 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用しておそれのある者
- (エ) 破壊活動防止法（昭和27年法律240号）第5条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (キ) 破産者で復権を得ない者
- (ク) 役員のうち（ア）から（キ）までのいずれかに該当する者がある者
- (ケ) （ア）から（ク）までに掲げる者のほか、その行った就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

(2) 就労等の支援に関する要件

利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

ア イに掲げる利用者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

イ 利用者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

- (ア) 利用者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
- (イ) 利用者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
- (ウ) 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
- (エ) （ア）から（ウ）までに掲げるもののほか、利用者に対する就労等の支援について必要な支援を講じること。

(3) 安全衛生に関する要件

利用者（労働基準法（昭和 22 年法律 49 号）第 9 条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律 57 号）の規定に準ずる取扱いをすること。

（4）災害補償に関する要件

就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第 9 条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

（認定）

第 5 市長は、申請に係る就労訓練事業が第 4 に規定する認定基準に適合していると認めるときは、認定を行い、認定番号を付番するとともに、申請者に対して生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式第 3 号）を送付することにより、認定を行った旨を通知する。

2 市長は、認定を行わない場合は、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式第 4 号）を送付することにより、その旨を通知する。

（事業変更の届出）

第 6 認定に係る就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）を行う者は、次の（1）から（4）に掲げる事項について変更があった場合には、認定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式第 5 号）により、速やかに変更のあった事項及び年月日を市長に届け出なければならない。

（1）認定就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及び代表者の氏名

（2）認定就労訓練事業の利用定員の数

（3）認定就労訓練事業の内容

（4）認定就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名

2 認定就労訓練事業を行う者は、次の（1）から（3）に掲げる事項について変更しようとする場合には、あらかじめその旨を、認定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式第 6 号）により市長に届け出なければならない。

（1）認定就労事業が行われる事業所の名称

（2）認定就労事業が行われる事業所の所在地及び連絡先

（3）認定就労事業が行われる事業所の責任者の氏名

（事業廃止の届出）

第 7 認定就労訓練事業を行う者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（様式第 7 号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

（報告徴収）

第 8 市長は、法第 15 条第 2 項に基づく報告徴収を行う場合は、報告徴収書（様式第 8 号）により行い、認定就労訓練を行う者に対しても文書により報告を求めることとする。ただし、これによりがたく、口頭による陳述の方法をとる場合には、聴取後速やかに、陳述書を作成し、その内容について陳述者に確認させた上、その署名を求めるものとする。

(認定の取消)

第9 市長は、認定就労訓練事業の認定の取消を行った場合は、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書(様式第9号)によりその旨を事業者に通知する。

(認定情報の登録等)

第10 市長は、認定就労訓練事業台帳を備え、認定を行った事業に関する情報を記載し(以下「登録」という。)、これを適切に管理する。また、認定就労訓練事業を行う者から事業変更や事業廃止の届出を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新を行う。

2 市長は、自立相談支援機関があっせんを行うことができるよう、認定就労訓練事業台帳に登録した情報を提供するものとする。

(留意事項)

第11 認定就労訓練事業は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項の第2種社会福祉事業である(ただし、常時保護を受ける者が10人に満たない認定就労訓練事業は、第2種社会福祉事業には含まれない。)ため、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を行う者は、同法第69条の規定に基づき、所定の事項を届け出なければならないことに留意するものとする。

2 認定にあたっては、則第21条に定める認定基準を補足し、認定を受けた事業者が遵守すべき事項を定めた「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」(平成27年3月25日社援発0325第20号厚生労働省社会・援護局長通知)を併せて参照するものとする。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(様式第1号)

生活困窮者就労訓練事業認定申請書

平成 年 月 日

岡山市長 様

申請者 { 主たる事業所の所在地
名称
代表者の職・氏名 ㊟

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第1項の規定により生活困窮者就労訓練事業の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

生活困窮者就労訓練事業を行う者	名称	(フリガナ)		
	主たる事務所の所在地及び連絡先	郵便番号 ()		
		電話番号		FAX番号
	法人の種別		法人所轄庁	
代表者の氏名	(フリガナ)			
生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所	名称	(フリガナ)		
	所在地及び連絡先	郵便番号 ()		
		電話番号		FAX番号
	責任者の氏名	(フリガナ)		
生活困窮者就労訓練事業	利用定員の数			
	内容			
	就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名	(フリガナ)		

(様式第 2 号)

誓 約 書

平成 年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 { 主たる事業所の所在地
名 称
代表者の職・氏名 ⑧

平成 年 月 日付で行った生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 提出する書類について事実と相違ないこと。
- 2 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあつせんに応じ生活困窮者を受け入れること（生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「則」という。）第 21 条第 1 号ハ関係）。
- 3 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること（則第 21 条第 1 号ニ関係）。
- 4 則第 21 条第 1 号ホ（1）から（9）までのいずれにも該当しない者であること。

（参考）生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 21 条第 1 号ホ

- (1) 生活困窮者自立支援法（以下「法」と言う。）、社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- (2) 法第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項の認定の取消しを受けた者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者とその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- (4) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 5 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (7) 破産者で復権を得ない者
- (8) 役員のうちに（1）から（7）までのいずれかに該当する者がある者
- (9) （1）から（8）までに掲げる者のほか、その行った就労訓練事業（過去 5 年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

- 5 生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、則第 22 条第 2 号イ、ロに掲げる就労等の支援のための措置を講じること。

- 6 生活困窮者就労訓練事業の利用者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に準ずる取扱いをすること（則第 22 条第 3 号関係）。
- 7 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第 9 条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること（則第 22 条第 4 号関係）。
- 8 「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 25 日付け社援発第 0325 第 20 号厚生労働省社会・援護局長通知）」を遵守すること。

(様式第3号)

第 号
平成 年 月 日

様

岡山市長

生活困窮者就労訓練事業認定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり認定したので、通知します。

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名		
認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地		
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数及び内容		
当該認定に関する事項	認定年月日	
	認定番号	

注) 認定生活困窮者就労訓練事業を変更又は廃止する場合は、それぞれ変更届又は廃止届が必要となります。また、第2種社会福祉事業として実施する場合、開始、変更又は廃止について、一か月以内に、それぞれ社会福祉法に基づく届出が必要となります。

(様式第4号)

第 号
平成 年 月 日

様

岡山市長

生活困窮者就労訓練事業不認定通知書

平成 年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第2項の規定に基づく認定を行わないこととしましたので通知します。

申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
申請に係る事業所の名称及び所在地	
不認定となった理由	

(様式第5号)

認定生活困窮者就労訓練事業変更届

平成 年 月 日

岡山市長様

届出者 { 主たる事業所の所在地
名称
代表者の職・氏名 ㊤

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更があったので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「則」という。）第22条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	
変更年月日	平成 年 月 日

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及び代表者の氏名（則第22条第1号）	
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数（則第22条第3号）	
認定生活困窮者就労訓練事業の内容（則第22条第4号）	
就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名（則第22条第5号）	

※ 変更事項について、該当する項目の左欄に○を記入し、変更内容を記載する。

(様式第 6 号)

認定生活困窮者就労訓練事業変更届

平成 年 月 日

岡山市長 様

届出者 { 主たる事業所の所在地
名 称
代表者の職・氏名

㊤

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更をするので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「則」という。）第 22 条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の 名称及び所在地	
変更予定年月日	平成 年 月 日

認定生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所の名称、所在地、連絡先及び責任者の氏名（則 22 条第 2 号）に関する変更内容	
---	--

(様式第7号)

認定生活困窮者就労訓練事業廃止届

平成 年 月 日

岡山市長様

届出者 { 主たる事業所の所在地
名称
代表者の職・氏名

㊤

認定生活困窮者就労訓練事業を廃止したので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第23条の規定に基づき、届け出ます。

廃止に係る事業所の名称及び所在地	
廃止年月日	平成 年 月 日

(様式第8号)

第 号
平成 年 月 日

様

岡山市長

報 告 徴 収 書

認定生活困窮者就労訓練事業について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の通り報告を求めます。

本要求に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第 22 条第 2 項の規定により処罰されることがあります。

記

報告を求める理由	
求める報告の内容	
報告の方法	報告内容を文書により作成し、〔関係資料を添付して〕提出すること。
報告の期限	平成 年 月 日

(様式第9号)

第 号
平成 年 月 日

様

岡山市長

生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書

平成 年 月 日付で行った生活困窮者就労訓練事業に係る認定について、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項の規定により、次のとおり取消したので通知します。

取消に係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
取消に係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地	
取消となった理由	